

給食費無償化（保育施設）のお知らせ



新型コロナウイルス感染症の影響による物価高騰等に直面する保護者の経済的負担を低減させ、家庭の生活環境と子育て支援の向上を目的とし、保育施設に通う園児の給食費を中城村が負担します。

実施期間：令和4年10月～令和5年3月31日

支援の対象となる園児及び費用

- ・中城村内に在住し、保育施設に通う園児が対象。
※保育施設は、認可・認可外及び村内外は問いません。
村外の認可外保育施設等に入所されている方は、中城村役場こども課までご連絡ください。
- ・10月以降保護者が給食費を納めた場合、返金となりますので各保育施設にお問い合わせください。
- ・保育施設毎に設定された給食費（徴収分）が補助額の上限となります。
村が施設に対し給食費を補助します。
3～5歳児の給食費については、村から保護者へお支払いするものではありません。
右のフロー図をご確認ください。

【認可保育施設】

0～2歳児クラス：給食費の徴収が無い場合給食費相当分を補助いたします。
※年度末に実施期間の給食費相当分を保護者へお支払いいたします。
一人当たり月額5,200円（※新型コロナウイルス感染症に伴う減免あり）

【認可外保育施設】

0～2歳児：一人当たり5,200円、3～5歳児：一人当たり6,500円を上限とし補助いたします。（※新型コロナウイルス感染症に伴う減免あり）

